

(3) ドイツ

1) 沿革

1960年代後半から70年にかけて性的虐待を受けた児童や性暴力をうけた女性の保護を求める市民運動をきっかけに、民間レベルの被害者支援が活発化し始めた。1976年の「被害者補償法」により被害者への経済支援がすすみ、刑事手続における被害者の保護とその地位を強化する法制度が整備されていった。これ以降、民間支援団体やボランティアグループ、自助グループが次々と生まれた。

2) 行政機関

ドイツ連邦刑事局 (Bundeskriminalamt) は被害者学を扱う部署を1976年に局内に作り、現在では85名のスタッフからなる犯罪学的被害者救援チームが活動する。デュッセルドルフ援助庁 (Versorgungsamt Duesseldorf) では、国内にある機関や団体のネットワーク作りやボランティア育成に必要な教育プログラムの構築に努めている。

被害者に直接関わる各州の警察署は「白い環 (Weisser Ring)」の存在を被害者に教示することが義務づけられ、「白い環」と協力しながら、被害者支援を行っている。

3) 民間被害者支援団体

① Weisser Ring (白い環)

■組織の概要

1976年に設立し、本部をマインツ (Mainz) に置く。

創設当初、警察署長、連邦警察長官など男女17人に加え、テレビパーソナリティーのEduard Zimmermannは犯罪に対する闘いと犯罪防止を訴えるテレビ番組を作り、積極的な協力を訴えた。

現在はドイツ全域に約400箇所の白い環参加の「被害者支援センター」がある。

80名の有給スタッフと3,000人のボランティアで構成され、有給スタッフ80名のうち、46名は本部に、残りは州レベルの活動拠点に1～2名ずつ配置されている。会員数は約6万人、月額2.5ユーロで誰でも会員になることができる。活動資金内訳(2004年度)は寄付金510万ユーロ、会費収入160万ユーロ、罰金割り当て(区裁判所が徴収した交通事故関連の罰金)140万ユーロとなっている。

2001年までの25年間で、約14万件の直接的支援が実施され、2001年には、17,111件で1,520万マルク(約10億円)の支援が行われた。なお、警察から白い環に被害者情報を提供する仕組みは制度化されていない。

■主な活動内容

- 物質的・非物質的な援助、ロビー活動、犯罪抑止運動の3つを主な任務としている。
- 助成会報運動団体、保健所、犯罪被害者相談を行っているボランティア団体、病院、悩み相談窓口等で構成されるネットワークが存在し、専門的支援は直接行わず、専門家のいる関係機関に橋渡ししている。ただし、裁判所をはじめ、関係機関への付添いは実施する。
- 被害者理解を深めるための地域集会の開催・広報活動をする。

■研修制度の特徴

ボランティア・コーディネーターの育成について、研修用教材はなく教育係に指導マニュアルがあるのみである。

ボランティア職員になろうとする者は、「白い環」が主催する週末ゼミナールと呼ばれる3日程かかる講義を受ける。通常3回から4回位の出席で、必要な講義を全て受けることができ、これによってボランティア職員になることができる。講義は、テキストなどは用いず、専ら先輩の経験を基にして行われる。内容は法律、広報、コミュニケーションの取り方などであるが、コミュニケーションの取り方が主である。また、既にボランティア職員となっている者も、2～3年に一度はこの週末ゼミナールを受けるようにしている。

このほか、活動拠点ごとに経験交流会が行われている。a) ボランティア応募者と b) ボランティア職員、2種類の基礎・補習セミナーがある。

(a) ボランティア応募者	出先機関長あるいは経験者の指導のもと、3ヶ月間に3人以上の被害者支援を体験し、双方で活動内容に合意が得られれば、基礎セミナーに参加する。基礎セミナーは、自治体が企画準備するが、協会の活動原則を安定強化するために内容は統一されている。基礎セミナー修了後、ミーティングが行われ、州委嘱委員からボランティア職員に任命される。
(b) ボランティア職員	任命後2年以内に、補習セミナーを受講することが義務づけられている。補習セミナーでは、知識の習得と同時に、出先機関を超えた職員同士の交流が求められている。出先機関における活動は、多層的であるため、補習セミナーにおいては、被害者支援活動と広報活動の主要な部分について基礎セミナーで得られた基礎知識を用いながら実践的に理解を深めていくことが目的とされる。